

## 報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年10月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

### 記

#### 1 案件名

令和元年8月2日午前9時50分頃に発生した子ども発達支援センターのウッドデッキに設置した日よけ用テントの飛来により、当該センター駐車場に駐車中の自動車の側面を損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

#### 2 和解の相手方

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

#### 3 和解の要旨

自動車の側面を損傷させた事故について、市は、施設の管理に瑕疵があったことを認め、その損害を賠償する。

#### 4 損害賠償の額

修理費等 232,232円

5 専決処分年月日

令和元年9月17日

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年10月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 案件名

令和元年7月5日午後3時45分頃に発生した柏陽中学校においてサッカー部の練習中に蹴ったボールが学校敷地外の道路を走行中の自動車に当たり、当該自動車の側面を損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

2 和解の相手方

(住所) 

(氏名) 

3 和解の要旨

自動車の側面を損傷させた事故について、市は、施設の管理に瑕疵があったことを認め、その損害を賠償する。

4 損害賠償の額

修理費 80,919円

5 専決処分年月日

令和元年9月26日



議案第15号

恵庭市道路占用料徴収条例の一部改正について

恵庭市道路占用料徴収条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和元年10月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市道路占用料徴収条例（昭和53年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の108を乗じて得た」を「当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



恵庭市道路占用料徴収条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（占用料の額）</p> <p>第2条 占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(当該占用の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>100分の108</u>を乗じて得た</p> <hr/> <p>額)とし、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(当該占用の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>100分の108</u>を乗じて得た</p> <hr/> <p>額)とし、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とし、各年度ごとに計算して得た額の合計額とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（占用料の額）</p> <p>第2条 占用料の額は、別表の占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(当該占用の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額</u>)とし、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表の占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(当該占用の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額</u>)とし、その額が100円に満たない場合にあつては、100円とし、各年度ごとに計算して得た額の合計額とする。</p> <p>2（略）</p>

現行	改正案
第3条～第6条（略）	第3条～第6条（略）

議案第16号

(仮称) 花の拠点センターハウス改修事業の請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第2条の規定により、(仮称) 花の拠点センターハウス改修事業の請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

令和元年10月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 工 事 名 (仮称) 花の拠点センターハウス改修事業
- 2 契 約 金 額 230,945,000円
- 3 契約の相手方 恵庭建設・建築工房特定共同企業体  
代表者 恵庭市泉町26番地  
恵庭建設株式会社  
代表取締役 本 莊 武 則  
構成員 札幌市中央区大通西15丁目2番地8  
株式会社建築工房  
代表取締役 北 川 隆 雄
- 4 契約の方法 公募型プロポーザルの結果に基づく随意契約



議案第17号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和元年10月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 物件の表示 令和元年度小中学校管理用機器整備事業
- 2 契約金額 64,537,000円
- 3 契約の相手方 札幌市中央区北四条西6丁目  
北海道市町村備荒資金組合  
組合長 山口 幸太郎
- 4 取得の目的 小中学校校務用コンピュータ機器の更新
- 5 契約の方法 随意契約



## 令和元年度小中学校管理用機器整備事業の内訳

No.	品名（形式）	数量
1	クライアントパソコン 校務用	173台
2	SAライセンス	173式
3	ワープロ・表計算ソフト	173式
4	サーバーCALソフト	13式
5	端末管理システム	1式
6	ルーター	13式
7	職員室・現地調査	13式
8	機器取付設定	13式



議案第18号

令和元年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,865,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		1,129,705	56	1,129,761
	1. 繰入金	1,129,705	56	1,129,761
21. 繰越金		516,103	1,386	517,489
	1. 繰越金	516,103	1,386	517,489
歳入	合計	28,863,823	1,442	28,865,265

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,458,598	1,442	2,460,040
	1. 総務管理費	2,225,992	1,442	2,227,434
歳出	合計	28,863,823	1,442	28,865,265

令和元年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金	千円 1,129,705	千円 56	千円 1,129,761
21. 繰越金	516,103	1,386	517,489
歳入合計	28,863,823	1,442	28,865,265

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	千円 2,458,598	千円 1,442	千円 2,460,040	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 1,442
歳出合計	28,863,823	1,442	28,865,265	0	0	0	0	1,442

2. 歳入

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 他会計繰入金	千円 19,235	千円 56	千円 19,291	2 駐車場事業 特別会計繰入金	千円 56	千円 56 駐車場事業特別会計繰入金
計	1,129,705	56	1,129,761			

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 516,103	千円 1,386	千円 517,489	1 繰越金	千円 1,386	千円 1,386 繰越金
計	516,103	1,386	517,489			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
18 諸費	千円 215,045	千円 1,442	千円 216,487	千円	千円	千円	千円 1,442	23 償還金利子及び割引料	千円 1,442	1. 過年度過誤納還付金 償還金利子及び割引料 (1,442) 1-5. 過年度過誤納還付金(市民生活課) 償還金利子及び割引料 (1,442) 1,442
計	215,045	1,442	216,487				1,442			

説明資料

(一般会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	18 諸費	1-5 過年度過誤納還付金(市民生活課)	1,442					1,442	平成22年度きめ細かな交付金返還金
合計				1,442	0	0	0	0	1,442	一般財源の内訳 他会計繰入金 56 繰越金 1,386

議案第19号

令和元年度恵庭市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度恵庭市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年10月10日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		1,321	56	1,377
	1. 繰入金	1,321	56	1,377
歳入	合計	50,721	56	50,777

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 駐車場事業費		43,058	56	43,114
	1. 駐車場事業費	43,058	56	43,114
歳出	合計	50,721	56	50,777

令和元年度恵庭市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金	千円 1,321	千円 56	千円 1,377
歳入合計	50,721	56	50,777

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
1. 駐車場事業費	千円 43,058	千円 56	千円 43,114	千円 0	千円 0	千円 0	千円 56	千円 0
歳出合計	50,721	56	50,777	0	0	0	56	0

2. 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰入金	千円 1,321	千円 56	千円 1,377	2 基金繰入金	千円 56	千円 56 駐車場基金繰入金
計	1,321	56	1,377			

3. 歳出

(款) 1 駐車場事業費

(項) 1 駐車場事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 駐車場事業費	千円 43,058	千円 56	千円 43,114	千円	千円	千円 56 繰入金	千円	28 繰出金	千円 56	千円 (56) 1. 駐車場管理費 繰出金 56 他会計繰出金 56
計	43,058	56	43,114			56				

22

説明資料

(駐車場事業特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1	1	1	1	56				56		一般会計からの貸付の返還に係る繰出
		合	計	56	0	0	0	56	0	